

知事許可漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間(案)

第1 制限措置

1 小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 19 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 15 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

毎年 9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

2 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 13 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広

	野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
請 戸	第 17 号、第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
鹿 島	第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
磯 部 相馬原釜 新 地	第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

周年

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

3 小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 自家用釣餌料板びき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 63 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 漁業の許可及び取締り等に関する省令第 75 号第 2 項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間（令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示第 2235 号）の第 2 の 2 に規定する海域のうち、

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久 之 浜	第 16 号、第 18 号共同漁業権漁場で水深 22 メートル以浅の海面及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 15 号、第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び双葉郡広

	野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
請戸	第 17 号、第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
鹿島	第 19 号、第 21 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面
磯部 相馬原釜 新地	第 22 号、第 23 号、第 24 号、第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市久之浜町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く水深 22 メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

9 か月を限度とした下表の期間とする。

漁業根拠地	操業期間
小名浜	毎年 3 月 1 日から 11 月 30 日まで
四倉	毎年 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
富熊、請戸、鹿島	毎年 2 月 1 日から 10 月 31 日まで
磯部、相馬原釜、新地	毎年 3 月 1 日から 11 月 30 日まで
その他	毎年 1 月 1 日から 9 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

4 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（ほっきがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 80 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 5 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年 6 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

5 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（こたまがい、はまぐり等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 10 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

申請者が所属する漁業協同組合管理の第一種共同漁業権漁場

ただし、所属漁業協同組合とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の漁業協同組合とする。

また、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

(5) 漁業時期

毎年6月1日から翌年1月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

6 小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(1) 漁業種類

小型機船底びき網漁業（地方名称 貝けた網漁業（えぞいしかげがい等））

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 3隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

相馬市と南相馬市境界点から正東の線以北で、小型機船底びき網漁業のうち地方名称自家用釣餌料板びき網漁業の操業区域で第一種共同漁業権漁場の沖合の福島県の海面

なお、操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年1月20日から3月20日まで

(6) 漁業を営む者の資格

相馬市及び新地町いずれかに住所を有する者

7 機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（しらうお、こうなご（通称めろうど含む。）、しらすひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 216隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総ト

ン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
漁業根拠地	小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	その他の船舶
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	

豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及びいわき市沼之内と同市豊間との境界点正東の線以南の海面で共同漁業権漁場を除く福島県海面	
沼 之 内	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	
四 倉	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市沼之内と同市豊間の境界点正東の線以北の海面	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面
久 之 浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の海面	いわき市四倉町と同市沼之内の境界点正東の線以北の福島県海面
富 熊 請 戸	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南から、いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の海面	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以北の福島県海面	

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 期 間
小型機船底びき網漁業（地方名称機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年 3 月 1 日から 7 月 31 日まで
その他の船舶	周年

- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

8 機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（おきあみひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 132 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

区 分	操 業 区 域	
	小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	その他の船舶
勿 来 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 間 沼 之 内	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東	いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以南の福島県海面及び左記の海面
四 倉	3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面及び

	る線以東の海面のうち福島県の	左記の海面
久之浜	沖合の海面	いわき市四倉町と同市沼之内との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地		いわき市久之浜町と同市四倉町との境界点正東の線以北の福島県海面及び左記の海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年2月1日から7月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

9 機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(1) 漁業種類

機船船びき網漁業（さよりひき網漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 156 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業(地方名称 機	宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東9海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突

船手繰網漁業及び板びき網漁業)の許可船舶	端正東5海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東2.5海里の点、同市番所灯台中心点正東3.5海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東5海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
その他の船舶	福島県海面

イ アのその他の船舶に係る操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

区 分	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業（地方名称 機船手繰網漁業及び板びき網漁業）の許可船舶	毎年3月1日から6月30日まで
その他の船舶	毎年11月1日から翌年6月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

10 刺し網（流し網）漁業

(1) 漁業種類

刺し網（流し網）漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 193隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の 福島県海面
四倉 久之浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の 福島県海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の 福島県海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

- (5) 漁業時期
周年
- (6) 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有する者

11 かが漁業（はもかが漁業）

- (1) 漁業種類
かが漁業（はもかが漁業）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数
 - ア 船舶の数 203 隻
 - イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下
- (3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第 2 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
小名浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
江名町	第 8 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
豊間	第 10 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
沼之内	第 12 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
四倉	第 14 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面
久之浜	第 16 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を

	除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
富 熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
請 戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年 3 月 1 日から 11 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

12 かが漁業（沿岸かにかご漁業）

(1) 漁業種類

かが漁業（沿岸かにかご漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 152 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小浜	第4号、第6号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
小名浜	第6号、第7号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
江名町	第8号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
豊間	第10号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
沼之内	第12号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
四倉	第14号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
久之浜	第16号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
富熊	第18号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水深30メートル以浅の海面
請戸	第19号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水

	深 30 メートル以浅の海面
鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の水 深 30 メートル以浅の海面
磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場 の沖合の水深 30 メートル以浅の海面
相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及び当該漁 業権漁場の沖合の水深 30 メートル以浅の海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場 の沖合の水深 30 メートル以浅の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

13 かが漁業（沖合たこかが漁業）

(1) 漁業種類

かが漁業（沖合たこかが漁業）

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 23 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来 小浜 小名浜 江名町 豊間 沼之内 四倉 久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面
富熊 請戸 鹿島 磯部 相馬原釜 新地	双葉郡富岡町と双葉郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深130メートル以深の海面

(5) 漁業時期

令和8年7月1日から同年8月13日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

14 かが漁業

(1) 漁業種類

かが漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 282 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁

業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来 小 浜 小 名 浜 江 名 町 豊 間 沼 之 内 四 倉 久 之 浜	所属漁業協同組合に免許された共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以南の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
富 熊 請 戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面並びに双葉郡富岡町と同郡檜葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年9月1日から6月30日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

15 どう漁業

(1) 漁業種類

どう漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 48隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下。ただし、平成8年7月31日において、はもどう漁業の許可等に関する取扱方針(平成6年9月1日施行)第3の規定の運用を受けた総トン数7トン以上の船舶で、操業の実績を有する船舶について、同一の船舶で引き続き申請したときは、その申請のあった船舶の総トン数以下。

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 総トン数7トン未満船

(ア) 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第2号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場を除く海面

小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡 広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁 業権漁場を除く海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡 広野町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁 業権漁場を除く海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場 を除く海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場 を除く海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場 を除く海面
四 倉	第 14 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場 を除く海面
久 之 浜	第 16 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場 を除く海面並びに南相馬市と双葉郡浪江町との境界点 正東の線以南の海面から双葉郡広野町といわき市との 境界点正東の線以北の海面で第一種共同漁業権漁場を 除く海面
富 熊	第 18 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業 権漁場を除く海面
請 戸	第 19 号、第 20 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉 郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一 種共同漁業権漁場を除く海面
鹿 島	第 21 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町と の境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業 権漁場を除く海面

磯 部	第 22 号、第 23 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
相馬原釜	第 23 号、第 24 号、第 25 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面
新 地	第 25 号、第 26 号共同漁業権漁場及びいわき市と双葉郡広野町との境界点正東の線以北の福島県海面で第一種共同漁業権漁場を除く海面

(イ) (ア) の操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

イ 総トン数 7 トン以上船

宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東 9 海里の点から双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東 5 海里の点、いわき市塩屋埼灯台中心点正東 2.5 海里の点、同市番所灯台中心点正東 3.5 海里の点を経て福島県と茨城県との最大高潮時海岸線における境界点正東 5 海里の点に至る線以東の海面のうち福島県の沖合の海面

(5) 漁業時期

区 分	操 業 期 間
総トン数 7 トン未満船	周年
総トン数 7 トン以上船	毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

16 固定式刺し網漁業

(1) 漁業種類

固定式刺し網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 299 隻

イ 船舶の総トン数 総トン数 7 トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成 12 年 9 月 30 日現在の所属漁業協同組合とし、平成 12 年 10 月 1 日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成 12 年 9 月 30 日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
沼 之 内	第 12 号共同漁業権漁場及び双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
四 倉 久 之 浜	南相馬市と双葉郡浪江町との境界点正東の線以南の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面

富 熊 請 戸 鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	双葉郡広野町といわき市との境界点正東の線以北の福島県海面で共同漁業権漁場の沖合の海面
---	--

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年9月1日から翌年7月31日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

17 つば漁業

(1) 漁業種類

つば漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

ア 船舶の数 13隻

イ 船舶の総トン数 総トン数7トン未満で、申請のあった船舶の総トン数以下

(3) 推進機関の馬力数

申請のあった推進機関の馬力数以下

(4) 操業区域

ア 次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

また、漁業協同組合に加入していない漁業者については、漁船原簿に登録されている主たる根拠地を漁業根拠地とする。

漁業根拠地	操 業 区 域
勿 来	第 2 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小 浜	第 4 号、第 6 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
小 名 浜	第 6 号、第 7 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
江 名 町	第 8 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
豊 間	第 10 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
沼 之 内	第 12 号、第 14 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
四 倉	第 14 号、第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
久 之 浜	第 16 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
富 熊 請 戸	第 17 号、第 19 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面
鹿 島 磯 部 相馬原釜 新 地	第 27 号共同漁業権漁場及び当該漁業権漁場の沖合の海面

イ アの操業区域のうち共同漁業権漁場について、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意書がない場合は、操業区域から共同漁業権漁場を除く。

(5) 漁業時期

毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(6) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

18 地びき網漁業

(1) 漁業種類

地びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

5人

(3) 操業区域

漁業根拠地ごとに、次に掲げる操業区域のうち、漁業権者又は申請者が所属する漁業協同組合長の同意があった共同漁業権漁場

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成12年9月30日現在の所属漁業協同組合とし、平成12年10月1日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成12年9月30日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来	第1号共同漁業権漁場
小浜	第3号、第5号共同漁業権漁場
小名浜	第5号共同漁業権漁場
江名町	第8号共同漁業権漁場
豊間	第9号共同漁業権漁場
沼之内	第11号共同漁業権漁場
四倉	第13号共同漁業権漁場
久之浜	第15号共同漁業権漁場
富熊	第17号共同漁業権漁場
請戸	第19号共同漁業権漁場
鹿島	第21号共同漁業権漁場
磯部	第22号、第23号共同漁業権漁場
相馬原釜	第23号、第24号、第25号共同漁業権漁場
新地	第25号、第26号共同漁業権漁場

(4) 漁業時期

毎年6月1日から9月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年 月 日から同年 月 日まで

※日付は未定だが、1月の申請期間を設ける。